



岩手労働局発表
平成29年7月12日

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 宮崎一彦 主任監察監督官 川上 明 (電話) 019-604-3006 (FAX) 019-604-1534 |
|--------|---|

岩手労働局における文書の紛失について

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）は、花巻労働基準監督署（以下「花巻署」という。）及び宮古労働基準監督署（以下「宮古署」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、その概要をお知らせします。

記

1 事案の概要

花巻署及び宮古署において、監督指導に係る監督復命書、事業場に交付した指導票の控え及び事業場から提出された是正報告書等（以下「監督関係書類」という。）を紛失するという事案が発生した。

監督関係書類には、事業場の代表者職氏名、労働者氏名、賃金支給額等の個人情報に記載されている。

2 事実経過

(1) 花巻署における事実経過

ア 平成29年6月2日、同署職員が、平成26年度に実施したA社に係る監督関係書類を閲覧するために監督復命書綴りを確認したところ、当該監督関係書類を編綴していないことを把握した。このため、同日から同月8日にかけて、署内をくまなく搜索したが発見に至らなかった。また、この搜索の際、平成26年度に実施したB社に係る監督関係書類についても編綴していないことが判明し、署内を再度搜索したが発見に至らず、A社及びB社に係る監督関係書類を紛失したものと判断した。

イ 同月9日、署長がA社及びB社を訪問の上、経緯説明及び謝罪を行い、了承を得た。

ウ 同月12日、平成26年度以外の各年度の監督復命書綴りについても点検したところ、平成28年度に実施したC社及びD社に係る監督関係書類を編綴していないことが判明し、同様に紛失したものと判断した。

エ 同月13日、署長がC社及びD社を訪問の上、経緯説明及び謝罪を行い、

了承を得た。

オ 現在においても、当該監督関係書類は発見に至っていないが、外部に持ち出す書類でないため、他の不要書類に紛れて廃棄した可能性が高いと考えられる。

(2) 宮古署における事実経過

ア 花巻署における監督関係書類の紛失事案が判明後、6月13日から岩手労働局管内すべての労働基準監督署における監督関係書類の編綴状況について一斉点検を実施したところ、宮古署において、同月23日にE社及びF社に係る書類を、また、同月28日にG社及びH社に係る書類を編綴していないことが判明したため、署内を搜索したが発見に至らず、紛失したものと判断した。

イ 同月26日、署長がE社を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

ウ 同日、署長がF社に対して電話で経過説明を行い、訪問の上直接謝罪を行いたい旨申し出たが、訪問には及ばないとのことであったため、電話で謝罪を行い、了承を得た。

エ 同月30日、署長がG社訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

オ 同日、署長がH社に対して電話で経過説明を行い、訪問の上直接謝罪を行いたい旨申し出たが、訪問には及ばないとのことであったため、電話謝罪を行い、了承を得た。

カ 現在においても、当該監督関係書類は発見に至っていないが、外部に持ち出す書類では無いため、他の不要書類に紛れて廃棄した可能性が高いと考えられる。

3 発生原因

- (1) 監督関係書類の指定保管場所への保管が徹底されていなかったこと。
- (2) 監督関係書類を遺漏なく所定の綴りに編綴しているか、組織的、定期的な確認を行っていなかったこと。
- (3) 岩手労働局保有個人情報漏えい防止対策マニュアル(以下「マニュアル」という。)では、書類を廃棄する際に廃棄対象ではない書類が混入していないかの確認を規定しているが、当該確認行為が不十分であったこと。

4 再発防止対策

- (1) 花巻署においては平成29年6月9日及び14日に、また、宮古署においては同月26日及び29日に、それぞれ署長から全職員に対して事案の経緯を説明し、書類を廃棄する際に廃棄対象ではない書類が混入していないかの確認を丁寧に行うなど、個人情報を含む書類の適切な保管・取扱いを徹底するよう指示した。

- (2) 岩手労働局においては、7月12日、労働局内の会議において、労働局長から幹部職員に対して事案の経過を説明し、個人情報漏えい防止及び再発防止の徹底について注意喚起を行った。また、局内各部・室長、各労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)及び各公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)から全職員に対して注意喚起を行い、個人情報を含む書類の保管管理の徹底について指示した。
- (3) さらに、再発防止対策として、個人情報を含む書類の取扱いについて、以下のとおり徹底することとし、7月12日付けで、労働局長より局内各部・室長、各監督署長及び各安定所長に対して文書にて指示を行った。

ア 労働基準監督署における監督関係書類の取扱い

編綴前の監督関係書類については、個人機ではなく共通の保管場所を定めて管理するとともに、編綴後の監督関係書類が保管場所に確実に保管されていることについて、定期的に、管理者による確認を行う。

イ 岩手労働局における廃棄書類の取扱い

書類を裁断処理する場合には、廃棄すべき書類以外の書類が混入していないか1枚1枚確認したうえで廃棄することとする。書類を裁断処理書類用保管箱に集約し廃棄する場合には、廃棄を担当する職員が再度、廃棄すべき書類以外の書類が混入していないか1枚1枚確認する。